

別表第二十二号(第六十条関係)

区別	科目		時数(注1)	実施時期	場所
新規訓練	学科	海上無線通信制度	十八(注2)	毎年一月及び七月(注3)	東京
		海上関係無線局の概要			
		義務船舶局等の無線設備の管理			
	海上無線通信の方法				
	実技	義務船舶局等の無線設備の管理			
海上無線通信の方法					
再訓練	学科	海上無線通信制度	三	総合通信局長が必要と認める時期及び場所	
		義務船舶局等の無線設備の管理			
		海上無線通信の方法			

注

- 1 一時数は、五〇分とする。
- 2 証明の効力を失い、その失った日から二年を経過していない者については、十二時数に短縮することができる。
- 3 この実施時期のほか、臨時に行うことができる。